



しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）

令和8年3月 策定

長 野 県

目 次

はじめに

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本計画の位置づけと他の県計画との関係・・・・・・・・・・・・ 1～2
- 3 市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～6
- 6 本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

- 1 想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・ 8～15
- 2 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16～21
- 3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・ 22
- 4 公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針・・・・ 24
- 2 住宅等の耐震性に関する県民の意識・・・・・・・・・・・・ 25～27
- 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・ 28～30
- 4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・ 31
- 5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・ 32
- 6 地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・ 33
- 7 特定優良賃貸住宅等の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 8 長野県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修・・・・ 34
- 9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・ 34
- 10 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え・・・・ 34

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・ 35
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・ 35～36
- 5 町内会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 6 耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 7 各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・ 36～37

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

- 1 法による指導等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38～39
- 2 建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・ 39

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 市町村が定める耐震改修促進計画・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・ 40
- 3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

- 別表1～別表2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41～42

はじめに

1 計画の目的

県内の建築物の耐震性能を確保するため、既存建築物の耐震診断、耐震改修を促進することにより、耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ることを目的とし、令和8年3月に長野県耐震改修促進計画（第Ⅳ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により策定するものです。

また、県における他の計画との整合を図り、県と市町村との協議の場における検討を踏まえながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします（図-1）。

(1) 「しあわせ信州創造プラン3.0（長野県総合5か年計画）」

「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」を基本目標とする県の総合五か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0（計画期間：令和5年度～令和9年度）」では、「持続可能で安定した暮らしを守る」を政策の柱の一つに位置付けており、その施策の一つとして災害に強い県づくりを推進しています。

本計画は法の定めによるほか、この総合計画を上位計画とする個別計画としても、地震から命を守る建物の強靱化により、県民の生命と財産を守る取組を推進します。

(2) 「長野県地域防災計画」

「長野県地域防災計画（令和7年3月）」の震災対策編において、「第2章 災害予防計画 第1節 地震に強い県づくり」の中で、建築物等の耐震化について定めています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年3月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の

耐震改修に努める。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

オ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

カ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

キ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

こととしています。

(3) 「長野県住生活基本計画」

令和3年度に見直した「長野県住生活基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）」においても、住生活の目標「1 脱炭素社会に向け環境や健康にやさしく安全な住まいづくり」の項目中、地震による倒壊を防ぎ、生命や暮らしを守るため、進めるため、住宅、避難施設、多数の者が利用する建築物の耐震化を進めることとしています。

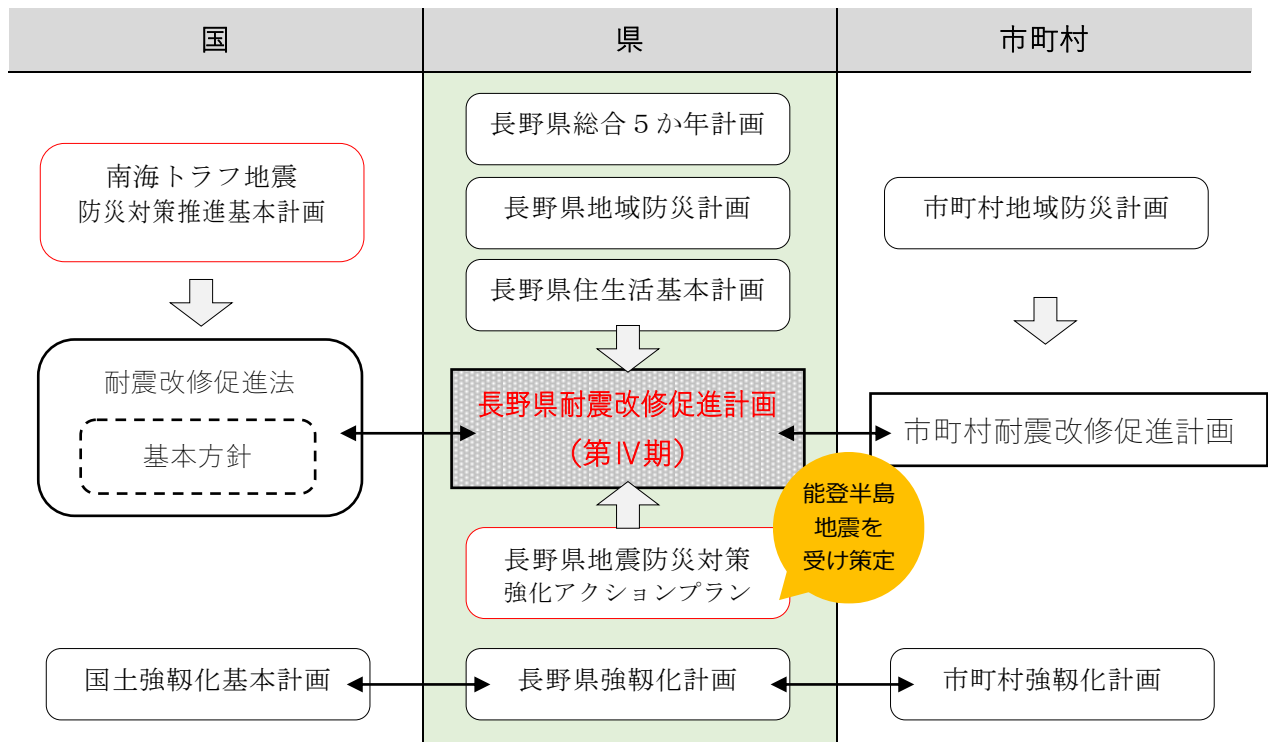
(4) 「長野県強靱化計画」

令和5年3月に決定した「第3期長野県強靱化計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において、「第3章 取り組むべき事項」の中で、地震や水害から命と暮らしを守る建物等の強靱化を3つの重点項目の一つとして、住宅・建築物の耐震化を促進することとしています。

(5) 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」

令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、地震対策の更なる充実・強化を図るため策定された計画で、耐震化の促進や避難所環境の改善等により、『地震災害死ゼロ』に挑戦』を基本目標に定め、その基本目標実現に向け「予防」「応急」「復旧復興」の3段階に応じて県民や自治体が取べき10の対策を掲げています。

(図-1) 長野県耐震改修促進計画の位置づけ

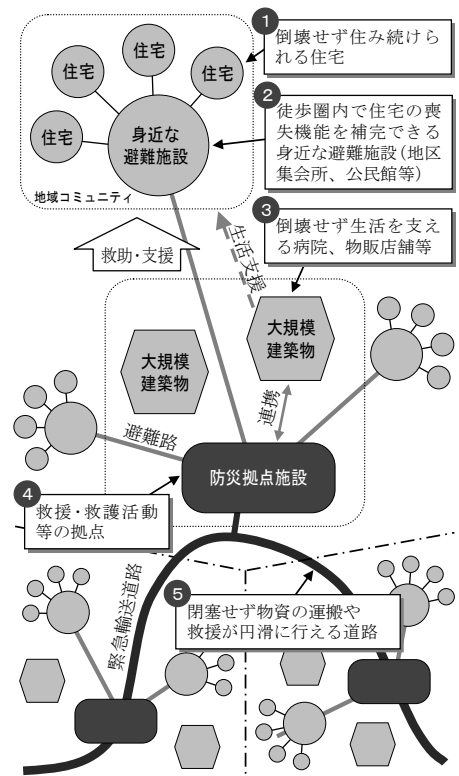


3 市町村との連携

「県と市町村との協議の場」被災後もできる限り日常の生活を継続できるまちをめざして

安心・安全な日常生活は県民の確かな暮らしの礎であり、大規模地震による被災時にもできる限り日常の生活が継続できることが望ましく、東日本大震災以降、被災後の事業活動が課題となり事業計画（BCP）の策定等が進みましたが、これも事業を支える県民の暮らしが継続してこそ成立するものです。

このため、地震が発生した後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常に近い生活が送れるよう、生活者の視点に立ち住宅やその他の建築物が地震に備えて確保すべき事項を区分して整理し、その確保に向けてワーキンググループを設置し検討を行い、その結果を平成27年5月に取りまとめました（図-2）。



(図-2) 「被災後もできる限り日常の生活を継続できるまち」のイメージ

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、前計画（令和3年3月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組を行います。

【参考】

長野県耐震改修促進計画

計画期間：平成18年度～平成27年度（平成19年1月策定、平成24年3月一部変更）

長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）

計画期間：平成28年度～令和2年度（平成28年3月策定）

長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）

計画期間：令和3年度～令和7年度（令和3年3月策定）

重点的に取り組む事項

第三期計画の振り返りをもとに第Ⅳ期計画で重点的に取り組む事項を整理

住宅

- ・ 高齢者が耐震化しやすい環境の整備
- ・ 耐震化率の低い地域の耐震化

建築物

- ・ 規模の大きい建築物の耐震化
 - ・ 耐震化率が低い用途の建築物の耐震化
 - ・ 耐震化未済の公共建築物の耐震化
-

5 耐震化の必要性

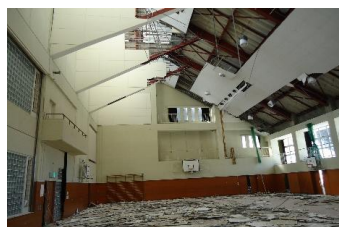
(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、平成28年4月の熊本地震では、同一地域において約28時間の間に震度7の地震が2度発生し、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊するなどの被害が生じました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年3月に長野県北部の地震が、同年6月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。



(H23.3)
長野県北部の地震



(H23.6)
長野県中部の地震



(H26.11)
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和7年7月中央防災会議決定）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊焼失棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法等の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

- (ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
- (イ) 建築物に関する指導等の強化として、
 - a 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
 - b 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
 - c 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
 - d 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

- (ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
 - (イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表
- などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、法施行令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

6 本計画の対象とする建築物

本計画では、すべての建築物を対象とし、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を挙げています。

これは、法や法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住 宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 要安全確認計画記載建築物

(4) 要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表2参照）

ア 不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ 一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では県及び市町村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に公表した「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています(表1-1、図1-1)。

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています(表1-2)。

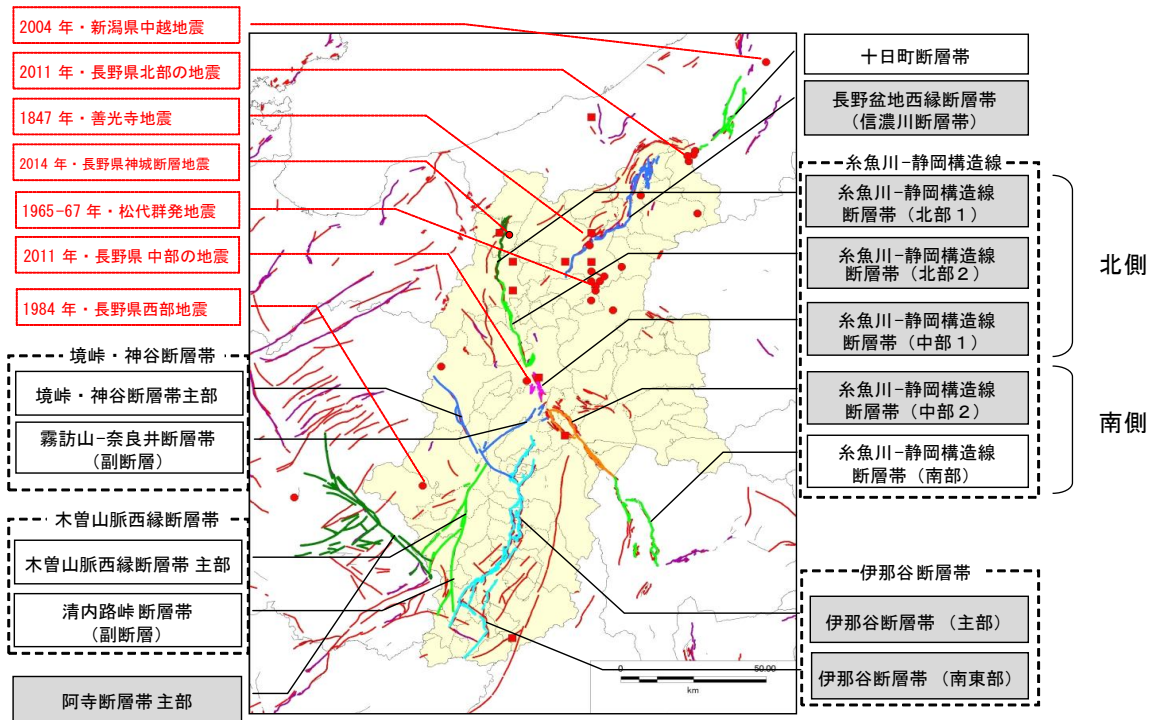
(表1-1) 想定地震等の概要

種類	地震名	参考モデル	長さL (km)	マグニチュード		備考	
				M _j	M _w		
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース	
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体		150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側	文部科学省研究開発局ほか(2010)	84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース		
海溝型地震	想定東海地震	中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース	内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース	

(注) 気象庁マグニチュード(M_j)とモーメントマグニチュード(M_w)について

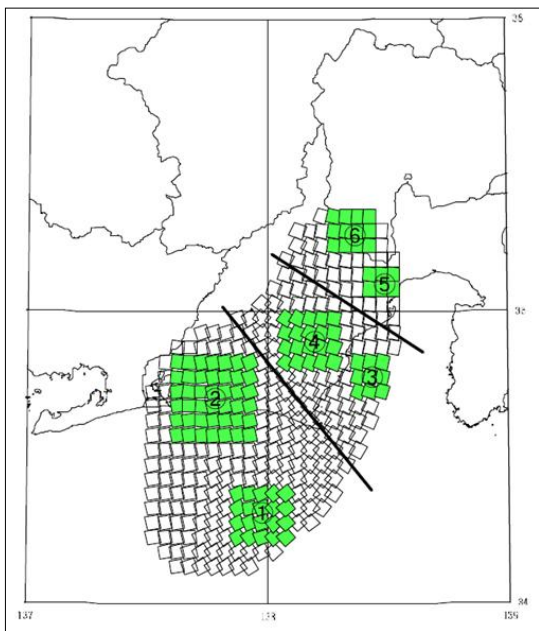
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(M_j)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(M_w)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではM_w=M_jであることから、これを外挿してM_jを求めている。

※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。



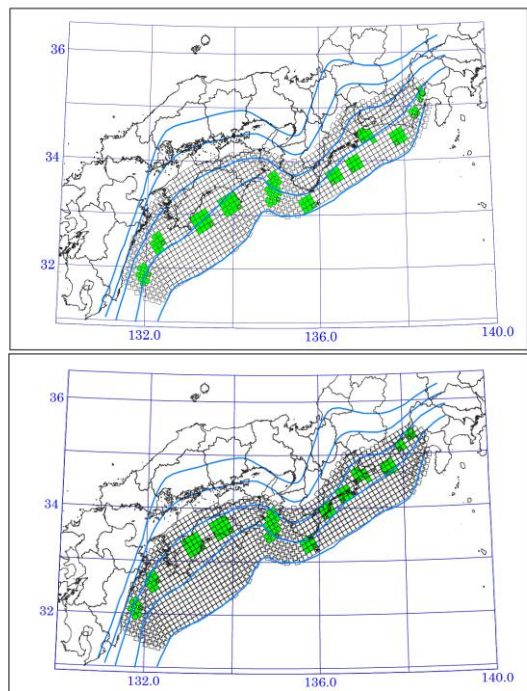
■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	—	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1) 長野県の活断層の分布と被害地震の分布 (出典: 第3次長野県地震被害想定調査報告書)



□: 小断層 ■: 強震動生成域 (SMGA) の位置

(図1-2) 想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3) 南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図: 基本ケース、下図: 陸側ケース)

(表1-2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野地域や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(北側) 長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側) 諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~13% (地震調査研究推進本部※2)	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 20~50% (BPTモデル) 60~90% (すべり量依存BPTモデル) (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース) 飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース) 飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2 R7.10 地震調査研究推進本部による。

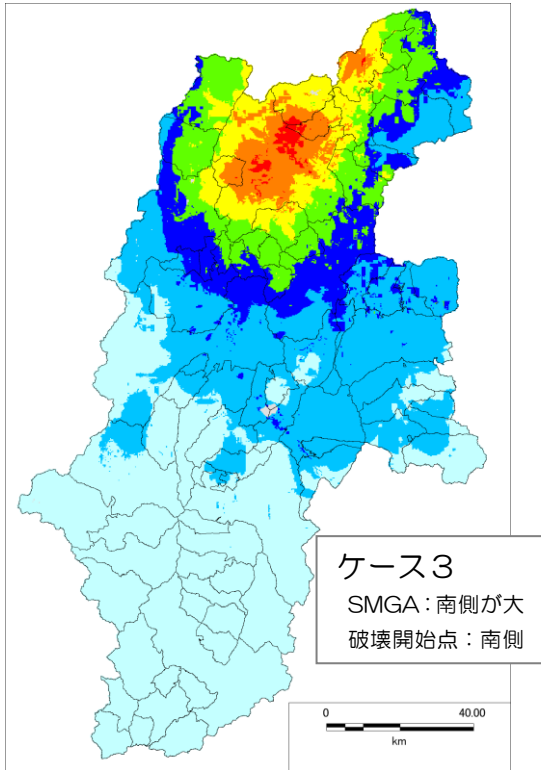
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

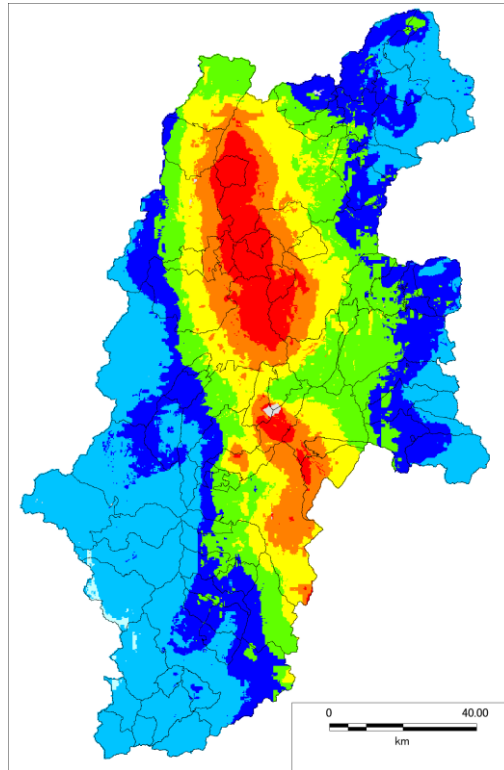
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図1-4から図1-13のとおりとなります。

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

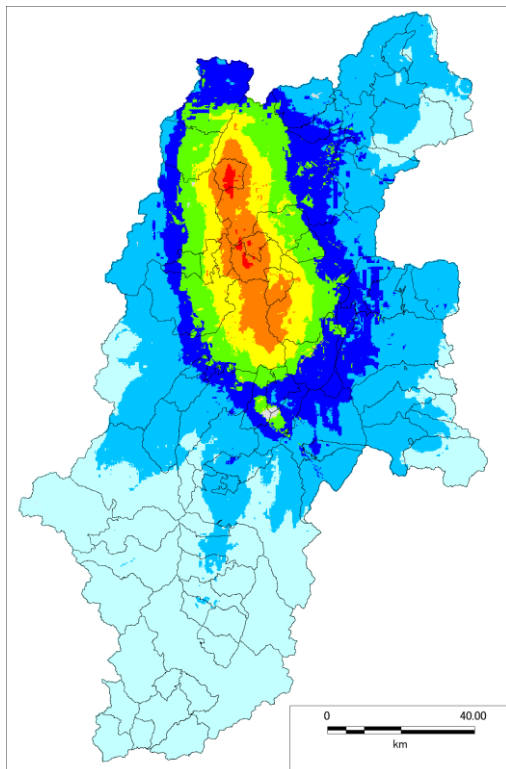
※5 建築物被害が最大のケースを示す。



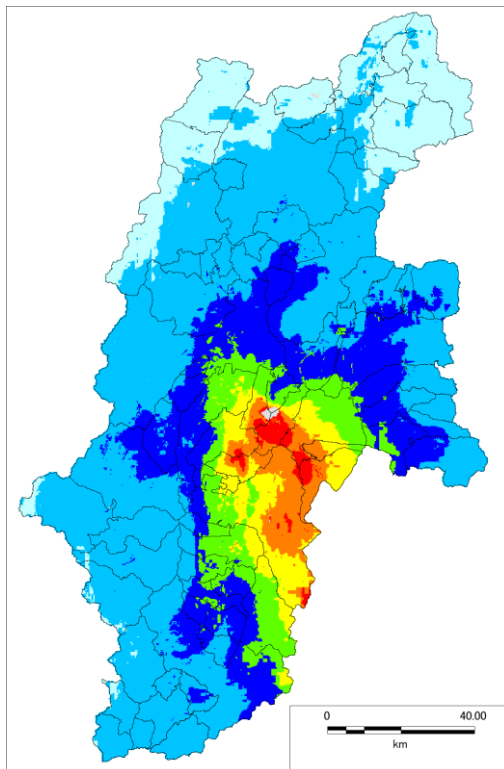
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震(Mj7.8)の地表震度分布



(図1-5) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(全体: Mj8.5)

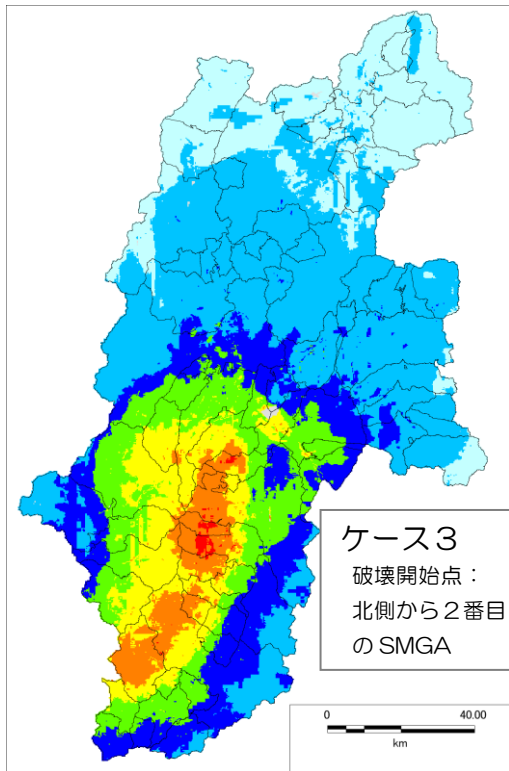


(図1-6) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(北側: Mj8.0)

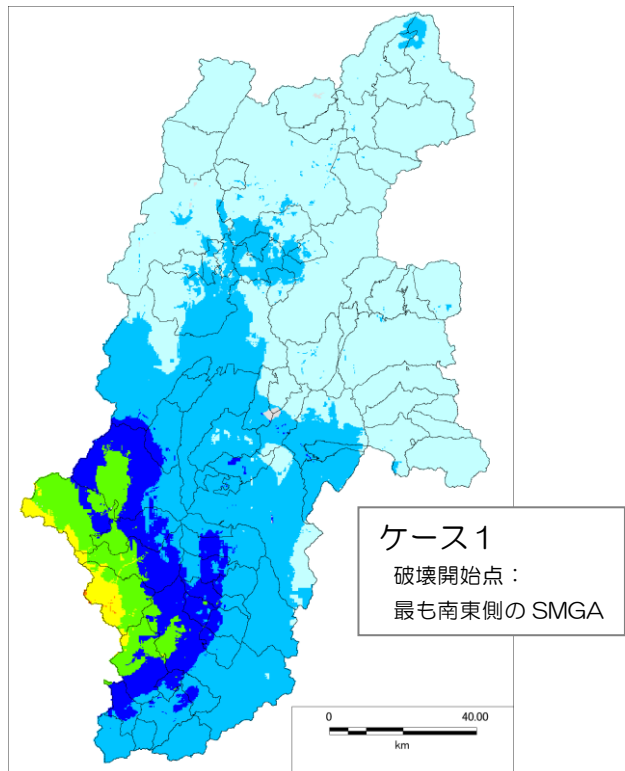


(図1-7) 糸魚川-静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布(南側: Mj7.9)

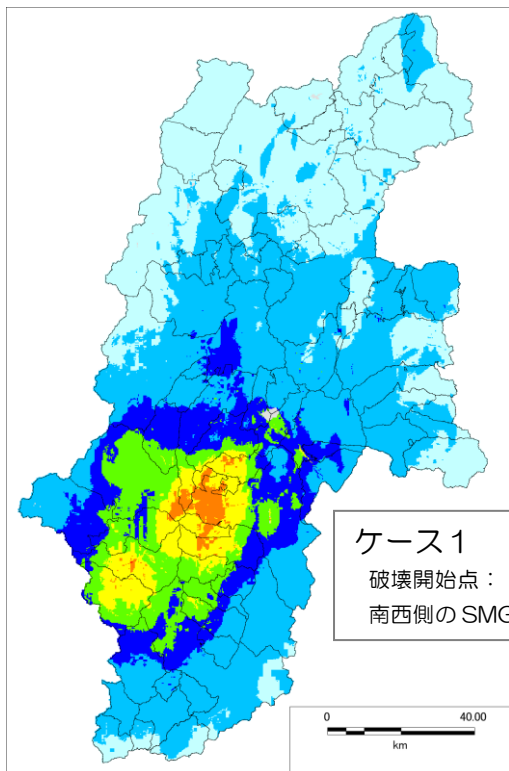




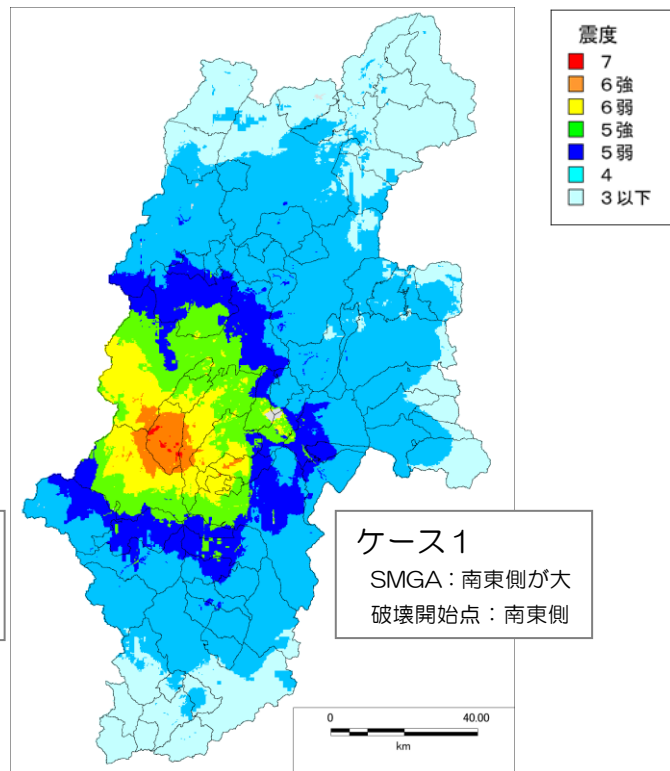
(図1-8)伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9)阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



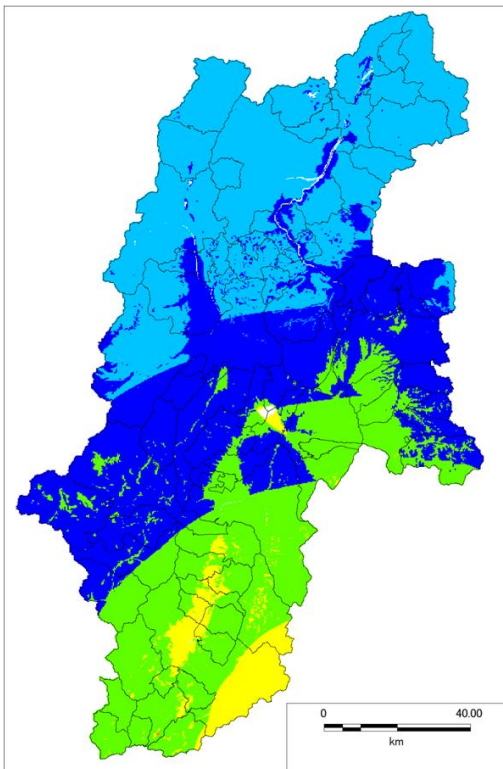
(図1-10)木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分布



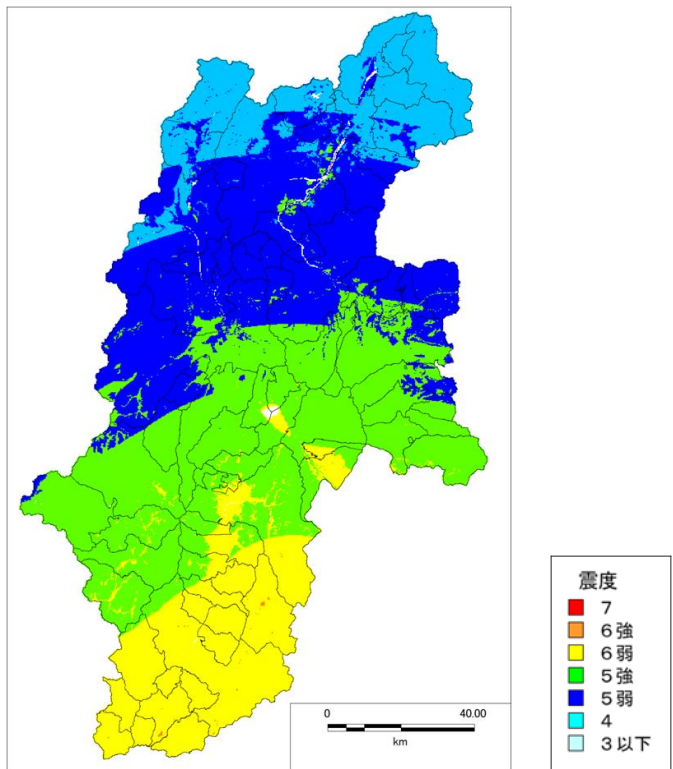
(図1-11)境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分布

(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表1-3及び表1-4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

(表1-3)被害想定(建物被害)

(単位:棟)

種類	地震名	地震ケース等			建築物被害	
					全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
		—	冬18時	強風時	97,940	103,450
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震	ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型地震	想定東海地震	—	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—	700	4,500
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)	—	—	—	3,100	23,000

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

※ 南海トラフ巨大地震は、南海トラフ巨大地震 最大クラス地震における被害想定について(令和7年3月)より抜粋(以下同じ)。

(表1-4)被害想定(人的被害)

(単位:人)

種類	地震名	死者数	負傷者数	負傷者のうち 重傷者数	避難者数	
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震	2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震	1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震	10 (10)	230 (220)	80 (80)	960	
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260		
海溝型 地震	想定東海地震	10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290	
	南海トラフ巨大地震 基本ケース (東海地方が大きく被災するケース)	— (—)	1,400 (1,400)	—	5,500	
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース (東海地方が大きく被災するケース)	80 (70)	6,300 (6,200)	—	25,000	

※ 建物被害が最大となるケースを示す。

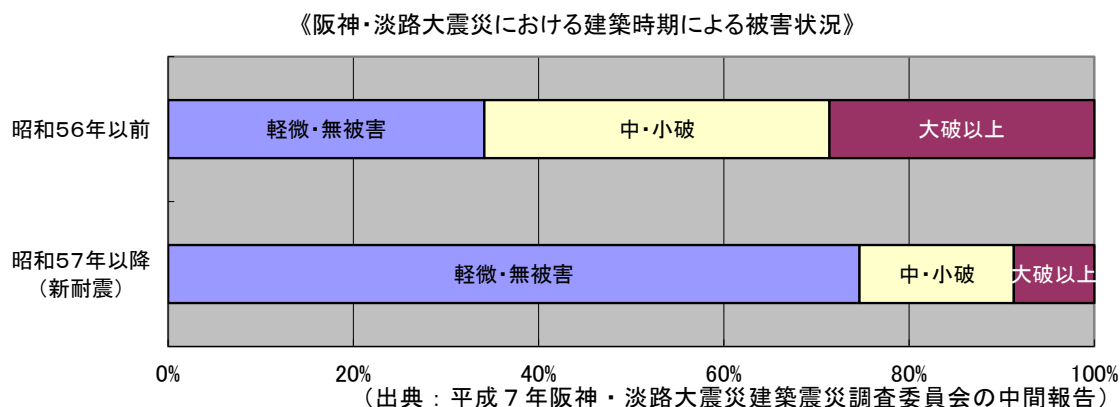
※ 観光客を考慮した場合。

※ ()内は建物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年6月1日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。



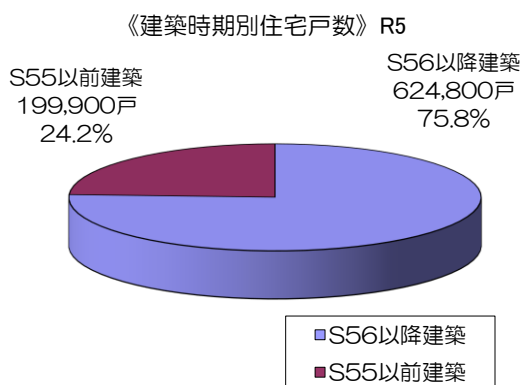
(2) 住宅

ア 建築時期別の住宅の状況等

令和5年の「住宅・土地統計調査」によると、県内の住宅総数は、824,700戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、199,900戸で全体の24.2%を占めています（表1-5）。

(表1-5) 建築時期別住宅戸数

(単位：戸)



住宅総数	R5	H30	H25
住宅総数	824,700	806,000	783,000
うち昭和55年以前建築	199,900 (24.2%)	226,800 (28.1%)	256,200 (32.7%)
～S25	33,100	39,000	45,800
S26～45	49,600	59,100	77,300
S46～55	117,200	128,700	133,100
うち昭和56年以降建築	624,800 (75.8%)	579,200 (71.9%)	526,800 (67.3%)
S56～H2	134,700	135,500	145,000
H3～12	180,500	187,000	187,200
H13～	309,600	256,700	194,600

(出典：H25、H30 及び R5 住宅・土地統計調査)

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分ける必要がありますが、根拠としている住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています。また、建築時期不詳分の住宅戸数については各年代に按分しているため、集計毎で若干の相違があります（以下同じ）。

また、市部及び町村部別にみると、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、市部で23.0%であるのに対し、町村部で29.8%と高くなっています（表1-6）。

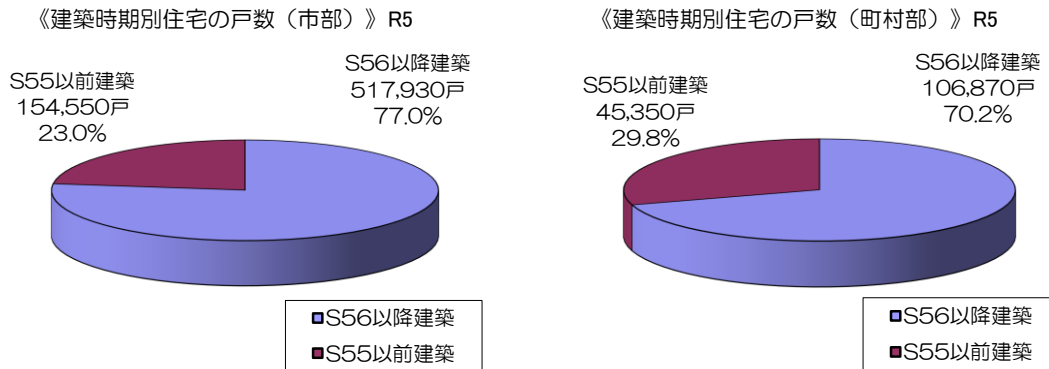
(表1-6)市部・町村部別住宅戸数

(単位:戸)

	市部			町村部		
	R5	H30	H25	R5	H30	H25
住宅総数	672,480	653,710	633,490	152,220	152,290	149,510
うち昭和55年以前建築	154,550 (23.0%)	172,830 (26.4%)	198,300 (31.3%)	45,350 (29.8%)	53,900 (35.4%)	57,930 (38.7%)
うち昭和56年以降建築	517,930 (77.0%)	480,880 (73.6%)	435,190 (68.7%)	106,870 (70.2%)	98,390 (64.6%)	91,580 (61.3%)

(出典:H25、H30及びR5住宅・土地統計調査)

注)市町村合併により町村部から市部に含まれた旧町村もある。



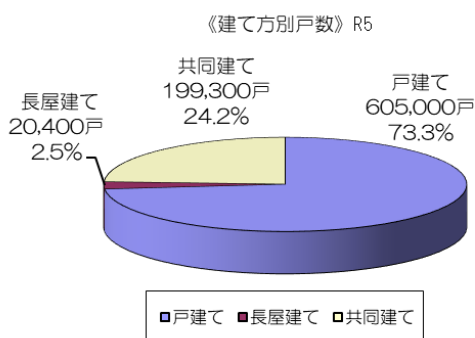
県内の住宅を建て方別にみると、全体の約3/4を占める戸建ての約3割が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約21%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が約4割と最も高くなっていますが、構成比が約3%と低く、住宅総数に対する割合は約1%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約1/4を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は約6%となっており、住宅総数に対する割合は約1%となっています（表1-7）。

(表1-7)建て方別建築時期別住宅数

(単位:戸)



	住宅数		うち昭和55年以前建築戸数	
	住宅数	構成比	戸数	住宅数に対する割合
戸建て	605,000 (590,400)	73.3% (73.2%)	172,300 (199,400)	28.5% (33.8%)
長屋建て	20,400 (23,800)	2.5% (3.0%)	6,400 (9,200)	31.4% (38.7%)
共同建て	199,300 (191,800)	24.2% (23.8%)	11,600 (14,400)	5.8% (7.5%)
計	824,700 (806,000)	—	190,300 (223,000)	23.1% (27.7%)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値
(出典:H30、R5住宅・土地統計調査)

持ち家は591,300戸あり、全住宅に占める割合は71.7%で、そのうちの3割程度が昭和55年以前に建築されています(表1-8)。

(表1-8)持ち家の建築時期別住宅数 (単位:戸)

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	
			建築戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	591,300 (574,700)	71.7% (71.3%)	167,100 (190,600)	28.3% (33.2%)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値
(出典:H30、R5住宅・土地統計調査)

県では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成14年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業(平成30年度から住宅・建築物耐震改修総合支援事業に改称)を実施してきました。診断を実施した住宅は52,521戸(内一般診断:24,086戸)で、そのうち4,107戸(約17%)で耐震改修を行っています(表1-9)。

(表1-9)耐震診断・改修の実績 (単位:戸)

区分		H14~H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
住宅	耐震診断	45,546	947	1,070	775	815	806	1,562	52,521
	耐震改修	2,859	191	196	178	193	182	308	4,107
避難施設	耐震診断	421	25	0	2	3	1	1	453
	耐震補強	4	0	1	2	1	1	1	10
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断	63	3	0	1	0	1	2	70

※上記の住宅耐震診断実績は、H14からH25までは簡易診断及び精密診断(一般診断法)を合わせた件数
※住宅の耐震改修には、現地建替え、除却を含む

イ 住宅の耐震化の現状

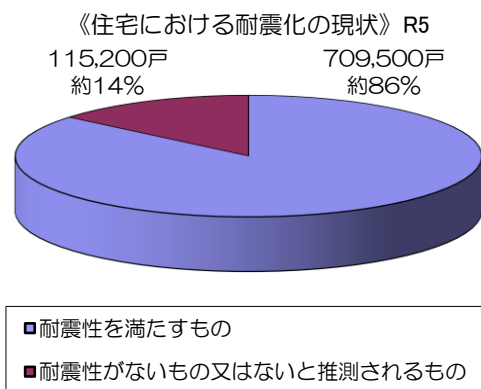
新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると709,500戸となり、県内における住宅の耐震化率は、現状(令和5年時点)で約86%と推計されます(表1-10)。

(表1-10)住宅における耐震化率の現状 (単位:戸)

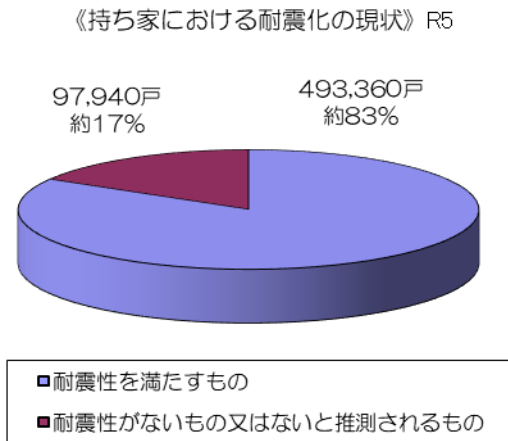
住宅総数(a)	824,700 (806,000)
耐震性を満たすもの(b=d+f+g)	709,500 (665,100)
耐震化率(c=b/a)	約86% (82.5%)
昭和56年以降に建てられたもの(d)	624,800 (583,000)
昭和55年以前に建てられたもの(e)	199,900 (223,000)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	58,800 (60,500)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの(g)	25,900 (21,600)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(h)	115,200 (140,900)

注)上段はR5年、下段はH30年の数値

(出典:H20、H25、H30及びR5住宅・土地統計調査から推計)



また同様に、持ち家についてみると、昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると約493,400戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（令和5年時点）で約83%と推計されます（表1-11）。



(表1-11) 持ち家における耐震化率の現状 (単位: 戸)

持ち家総数 (a)	591,300 (574,700)
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	493,360 (453,700)
耐震化率 (c=b/a)	約83% (78.9%)
昭和56年以降に建てられたもの (d)	424,200 (384,100)
昭和55年以前に建てられたもの (e)	167,100 (190,600)
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	43,100 (48,400)
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの (g)	26,060 (21,200)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (h)	97,940 (121,000)

注) 上段は R5 年、下段は H30 年の数値
(出典: H20、H25、H30 及び R5 住宅・土地統計調査から推計)

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する建築物（別表1）の耐震化の現状

県内に、多数の者が利用する建築物は7,430棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの2,093棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの1,644棟に昭和57年以降に建築されたもの5,337棟を加えた、6,981棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（令和7年5月調査）で約94%と推計されます（表1-12、1-13）。



(表1-12) 多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状(単位: 棟)

多数の者が利用する建築物総数 (a)	7,430 (7,299)
耐震性を満たすもの (b=d+f)	6,981 (6,751)
耐震化率 (c=b/a)	約94% (92.5%)
昭和57年以降に建てられたもの (d)	5,337 (5,085)
昭和56年以前に建てられたもの (e)	2,093 (2,214)
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの (f)	1,644 (1,666)
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	449 (548)

注) 上段は R7 年、下段は R2 年の数値

(表1-13) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状(詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所(庁舎等)、保健所等公益的な施設	学校(幼稚園を除く)、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅(賃貸)等	
平成27年における棟総数	291	1,939	291	482	4,504	7,507
令和2年における棟総数	257	1,912	272	529	4,329	7,299
令和7年における棟総数(a)	236	1,871	271	565	4,487	7,430
耐震性を満たすもの(b=d+f)	233	1,858	250	553	4,087	6,981
耐震化率(c=b/a)	約99%	約99%	約92%	約98%	約91%	約94%
昭和57年以降に建築された棟数(d)	156	1,040	210	477	3,454	5,337
昭和56年以前に建築された棟数(e)	80	831	61	88	1,033	2,093
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの(f)	77	818	40	76	633	1,644
耐震性がないもの又はないと推測されるもの(g)	3	13	21	12	400	449

イ 緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成26年度、県内を通過する国道153号線全線の調査結果を用いて、県全体の緊急輸送道路(R6緊急輸送道路見直し前)沿道の耐震基準別の建築物棟数の推計を行いました。推計によると、法第5条第3項第3号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、3,064棟あります。これらには、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています(表1-14、表1-15)。

(表1-14) 国道153号線調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長(km)	旧耐震(棟)	新耐震(棟)	不明(棟)	合計(棟)	旧耐震率	単位あたり棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
		指定	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
区域内	内	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
		指定外	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
合計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

(表1-15) 県全体の推計【国道153号全線の「単位当たり棟数」、「旧耐震率」で推計】

都市計画 区 域	DID	用 途 地 域	路線延長 (km)	通行障害 建築物棟数	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	旧耐震率	単位あたり 棟数 (棟/km)
区域外	外	指定外	1,197.4	1,070	875	195	81.8%	0.9
区域内		指定	852.3	1,158	463	695	40.0%	1.4
	221.2		481	317	164	66.0%	2.2	
	内	指定外	181.2	2,081	1,408	672	67.7%	11.5
			11.4	0	0	0	—	0.0
合 計			2,486.5	4,789	3,064	1,725	—	—
DID 内小計			192.6	2,081	1,408	672	—	—

(3) 要緊急安全確認大規模建築物（別表2）

平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

本県における要緊急安全確認大規模建築物は、平成29年2月の公表時に97棟あり、そのうち89棟の耐震性が確認され、残り8棟が耐震化未完了となっています（表1-16）。

(表1-16) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状【R7.4.1時点】

用 途	耐震診断結果		
	公表済 (H29.2 公表) (棟)	耐震改修が必要な 棟数 (棟)	耐震性確認済 (改修又は除却) (棟)
小学校、病院ほか	67	0	67
物販店舗	9	1	8
ホテル・旅館	13	5	8
駐車場等	6	1	5
老人ホーム	2	1	1
合 計	97	8	89

(4) 公共建築物（県有施設）

県有施設については、県有施設耐震化整備プログラム（平成19年策定、計画期間：平成12年度～平成27年度）に基づき主要施設1,233棟の耐震化が完了しました。

また、第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年策定、計画期間：平成28年度～令和3年度）では、防災上重要な庁舎等における災害時の応急対策活動の継続や人命の保護を一層推進するため、災害拠点施設の割増補強と機能確保42棟、吊り天井等の構造躯体以外の耐震対策51棟、中規模施設等の耐震化173棟を行いました。

3 住宅及び多数の者が利用する建築物の目標

基本方針において、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としています。基本方針や本県における他の計画、想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、令和12年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を92%とします。

イ 多数の者が利用する建築物の目標については、耐震性が不十分なものを概ね解消することとし、その中でも、要緊急安全確認大規模建築物については、耐震化を完了（耐震性不足解消率*100%）させることとします。

※ 耐震性不足解消率：耐震診断の結果が公表された建築物数（全97棟）に占める、耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数の割合

(1) 住宅（目標を達成するための耐震化の方向性）

今後においても、住宅の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）により、耐震性が不十分な住宅が減ると予想されるため、住宅全体における耐震化率は向上します。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計（2024年推計）」を基に、令和12年時点での住宅の総戸数を推計すると、827,700戸と推計できます。現状のペースで建替え等が行われると仮定した場合、令和12年時点の耐震性のない住宅は82,000戸、耐震化率は約90%と推計されます。目標である92%を達成するためには、この耐震性が不十分な住宅を66,500戸とする必要があり、そのために、耐震改修、建替え等を促進していきます。

(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するための耐震化の方向性）

また、住宅同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定すると、令和12年における耐震化率は95%と推計されます。多数の者が利用する建築物は、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が向上しましたが、民間建築物の耐震化は進んでいない状況です。今後も、更なる安全・安心の確保のため、市町村や各施設の主管関係部局と連携し耐震化を促進することとし、災害時に要配慮者等の二次的な避難施設として活用が期待されるホテル・旅館の耐震化の啓発や促進を重点的に行うものとします。

また、多数の者が利用する建築物の中でも特に大規模なものである要緊急安全確認大規模建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、今後5年間についても個別訪問を行うなど重点的に耐震化を促進し、耐震化を完了させるものとします。

4 公共建築物の耐震化の目標

県及び市町村が所有する公共建築物については、利用者の安全確保に加え、災害時に被害情報の収集や避難場所等としての活用、災害による負傷者の治療を行うなど、応急活動の拠点として活用されます。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、県有施設にあっては、県有施設耐震化整備プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき耐震化を推進し、あり方を検討している4棟を除き、令和3年度をもってプログラムに基づく耐震対策を完了しました。今後は、この4棟の耐震化着手と、プログラム対象外となっていた施設等の耐震対策を引続き推進することとします。

県営住宅においては、耐震化未完了の住棟について用途廃止・除却をし、耐震化が完了しています。引続き、居住者のさらなる安全確保をめざし、エレベータ等の耐震対策を進めていきます。

また、市町村有施設については、災害時の重要性を鑑み、県に準じて耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努め、計画的に耐震化を推進するものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策**1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針**

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。県は、こうした所有者の取組をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図2-1）**ア 住宅や建築物の所有者**

旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化している現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は十分に進んでいない状況にあります。また、県内においては大きな住宅が多く、耐震改修工事の負担感が大きい、優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化、防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。リフォーム融資、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度やその利用にともなう利子補給制度、耐震改修工事の減税制度の活用等も考えられます。

また、大規模地震により被害を受けた場合には、住宅の修復や家財の購入など生活の再建に多額の費用が掛かりますが、公的な支援や義援金だけでは十分とはいえないので、地震保険・共済へ加入することも必要です。

イ 建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。特に、住宅所有者の費用負担低減のために低コスト工法を活用する設計者や施工者の育成、地域課題に適した設計を行う設計者の育成が必要になります。

ウ 市町村

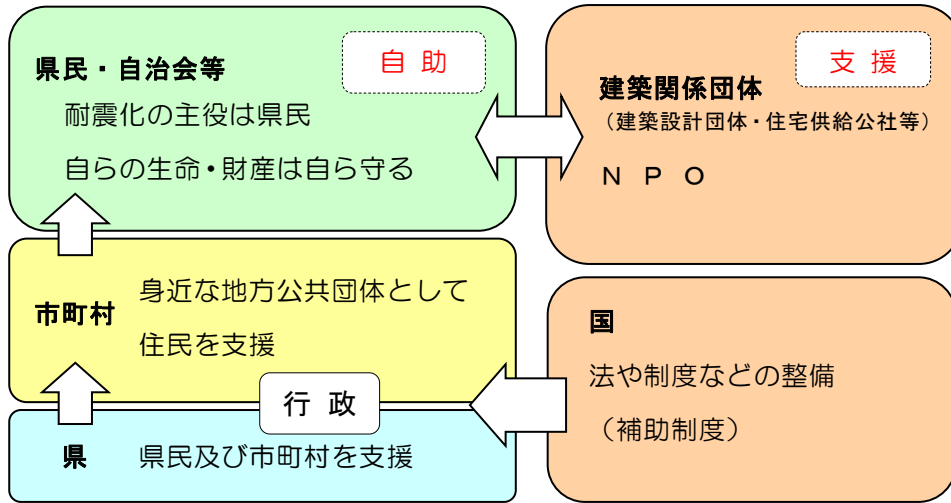
市町村においては、最も身近な地方公共団体として、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むよう所有者の防災意識の啓発を図るとともに、その地域の実状に応じた支援制度を創設等し、所有者が耐震改修しやすい環境を整備することが必要です。

エ 県

県は所有者や市町村をできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や

耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

(図2-1) 耐震化の推進のための役割分担



2 住宅等の耐震性に関する県民の意識

令和8年1月実施 「住まいに関する県民インターネットアンケート調査」

調査対象 長野県内に住む満18歳以上の男女個人

調査対象者数 1,000人

抽出方法 Webモニターから抽出

調査方法 Web調査

調査時点 令和8年1月5日(月)～19日(月)

令和8年1月に実施した「住まいに関する県民インターネットアンケート」の結果によると、住宅の地震対策について、耐震性不足が分かった場合の対策について尋ねたところ、「倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい。」が24.9%と最も高くなりました。次いで「全く壊れないように住宅を補強したい。」が20.6%となっています（表2-1）。

(表2-1) 県民アンケートの結果(耐震性の対策)

	回答者数	割合
1 全く壊れないように住宅を補強したい。	206人	20.6%
2 倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい。	249人	24.9%
3 特に住宅の補強はしないが耐震シェルター（耐震ベッド）を設置することで、少なくとも就寝時の安全は確保したい。	59人	5.9%
4 特に住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたい。	167人	16.7%
5 現在の住宅の対策をとるのではなく、建替えや別の住宅への住替えをしたい。	103人	10.3%
6 特に対策をとらない。	189人	18.9%
7 その他	27人	2.7%

耐震性の対策で、3～5を選んだ方に理由を尋ねたところ、「資金に余裕がないから。」が37.7%と最も多く、次いで「住み続けながらの工事は大変そうだから。」が15.2%、「借家だから。」が14.0%と続いています（表2-2）。

（表2-2）県民アンケートの結果（耐震補強しない理由）

	回答者数	割合
1 資金に余裕がないから。	124人	37.7%
2 どの業者に依頼すればよいか分からないから。	15人	4.6%
3 居住性や使い勝手が悪くなりそうだから。	31人	9.4%
4 住み続けながらの工事は大変そうだから。	50人	15.2%
5 自分が住んでいる間には、大地震は来ないと思うから	16人	4.9%
6 住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないから。	36人	10.9%
7 借家だから。	66人	14.0%
8 その他	11人	3.3%

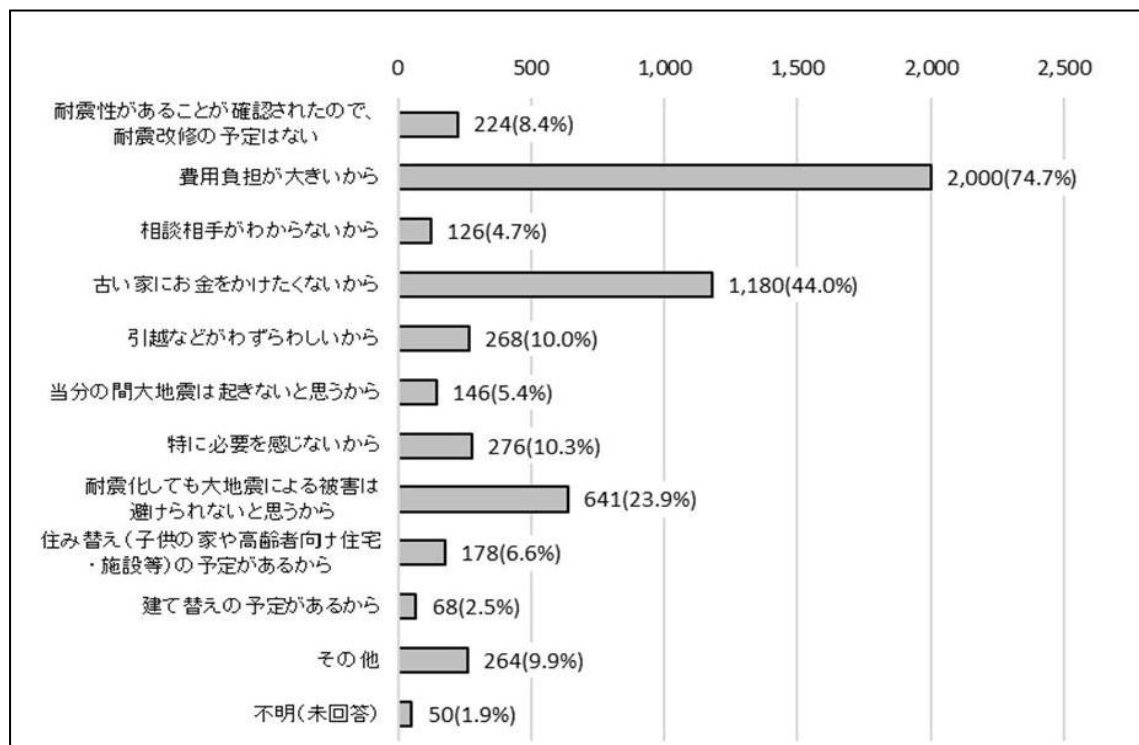
以上のアンケート結果から、県民意識として次のことがわかります。

(1) 耐震性が不足していると分かった場合、半数程度の方が住宅の補強や耐震シェルター等を活用し安全性を確保したいと考えています。次いで、特に対策を取らないと考えている方となっています。

(2) 耐震補強を行わない理由としては、資金的な理由により実施できない方が最も多く、次いで、住み続けながらの工事は大変そうだからとなっています。

また、国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」（令和元年10～11月実施）結果によると、耐震化に要する費用負担が大きいこと、耐震化の必要性に関する意識不足などの課題に対応することが求められています（表2-3）。

（表2-3）耐震改修の予定がない世帯の耐震改修をしない理由（旧耐震基準で建てられた住宅に限る）



これらの結果から、耐震診断や耐震改修を促進するためには、県民が安心して耐震改修を行うことができる体制の整備を引き続き行っていくことが必要です。

3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 住宅に関する支援

ア 補助事業等の実施

県においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成14年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成30年度から住宅・建築物耐震改修総合支援事業に改称）（補助事業）を実施してきました。

県内の全ての市町村において事業が実施され、どの地域においても所有者が耐震化に関する支援策を受けることができるよう、市町村と連携しながら、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます（表2-4）。

あわせて、当県は77市町村あり、市町村によって、住宅の形態が異なることもあるため、地域にあった支援制度の在り方を検討するものとします。

また、所有者が耐震改修等を行う上での負担軽減のため、施工業者が補助金を受け取る代理受領制度、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度の普及に努めるとともに、省エネ改修やバリアフリー改修とあわせた耐震改修支援制度の在り方についても検討していきます。

イ 古民家の支援

住宅の中でも古民家は、地域の原風景を構成する重要な要素ですが、古民家に適した調査や耐震診断、外観を生かした耐震改修工法が普及していないこともあり、歴史的資源である古民家を継承していくためには課題もあります。今後、古民家に対する支援の在り方も検討していきます。

(表2-4) 事業の概要(令和7年度現在)

区 分	耐震診断		耐震設計	耐震改修	除 却
対 象 建築物	昭和56年以前 の住宅		昭和56年以前 の住宅		
	木造戸建	戸建			
助成内容	市町村が実施する 診断士の派遣に 要する経費に助成	耐震診断に要する 経費に助成	耐震設計に 要する 経費に助成	耐震改修工事に 要する 経費に助成	除却工事に 要する 経費に助成
補助 限度額	8.8万円/戸	診断費用の2/3 又は 9.06万円/戸	設計費用の2/3 又は 20万円/戸	工事費の8割 ^{※1} 又は 通常：115万円/戸 多雪：140万円/戸	工事費の5割 又は 97.86万円/戸
負担 割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	^{※2} 国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

※1 アクションプログラムを策定している市町村の場合の補助率。補助限度額が異なる市町村があります。

※2 国費が最大の場合（工事費によって負担割合が異なります。）

ウ アクションプログラムの策定による取組支援

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、市町村における「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」(以下、「アクションプログラム」という。)の策定を支援し、個別訪問やダイレクトメールを実施するなど、耐震診断、耐震改修を実施していない所有者等を対象とした啓発に係る取組を強化します。

エ 安価な耐震改修工法等の普及

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、費用負担低減のための低コストかつ簡易な工法などが求められており、県は新たに開発された耐震改修工法（耐震金物）等に関し、「長野県建築物構造専門委員会」による評価を引き続き実施していきます。また、評価結果については県のホームページで公表していきます（表2-5）。

(表2-5)

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震改修工法等（R7.4.1 現在）	(一財)日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法	
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法	
	その他の耐震改修工法等	3件

オ 建替え、住替え等の促進

耐震改修への誘導だけでなく、旧住宅の建替え、住替え、除却等も耐震化対策に繋がります。旧耐震基準の住宅は40年以上の築年数となっているため、住宅の状態、所有者の家族の状況や生活環境の変化等のニーズに応じて、住宅の除却、耐震性のある既存住宅、高齢者向け住宅への住替えや健康・環境に配慮した住宅等への建替え施策等とも合わせて耐震化の促進を図っていきます。

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、平成19年度から耐震診断に対する支援を実施してきました。今後もこれらの支援制度の活用とともに、中小企業経営者が一定の優遇を受けられる融資制度（長野県中小企業融資制度）の案内など、引き続き市町村や関係機関と連携しながら耐震化の促進を図っていきます（表2-6）。

(表2-6)事業の概要(令和7年度現在)

区分	耐震診断	緊急輸送道路等沿道建築物 実態調査補助事業
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物	—
助成内容	耐震診断に要する経費（設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。）に助成	市町村が行う緊急輸送道路等沿道建築物の実態調査に要する経費に助成
補助限度額	1.05～3.67千円/㎡の2/3 （設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は1,570千円を加算）	調査に要する経費
負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

(3) 避難所に関する支援

地震時に避難所となる建築物の耐震化に対し支援していきます（表2-7）。

また、国庫補助事業等（住宅・建築物安全ストック形成事業）を活用して、災害時の避難所として市町村の地域防災計画で指定された施設等に対する支援策について、今後、市町村と協議を進めます。

(表2-7)事業の概要(令和7年度現在)

区分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の避難所	昭和56年以前の避難所
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
補助限度額	1千円/㎡	5.7万円/㎡の2/3 又は 800万円
負担割合	国 : 1/3 県 : 1/3 市町村 : 1/3	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

(4) 要緊急安全確認大規模建築物に関する支援

平成25年の法改正により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、平成27年12月31日までにその結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました（平成29年2月公表）。引き続き対象施設の耐震改修に対する支援をしていきます（大規模建築物等耐震改修緊急促進事業）（表2-8）。

(表2-8)事業の概要(令和7年度現在)

区 分	耐震改修
対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
助成内容	耐震改修に要する経費に助成
補助 限度額	5.7万円/㎡の23% (耐震診断の結果、 I_s (構造耐震指標)の値が 0.3未満相当である場合は6.27万円/㎡の23%) ※省エネ工事を伴う場合は、0.96万円/㎡を加算
負担割合	国 : 1/2 県 : 1/4 市町村 : 1/4

※建築物耐震対策緊急促進事業を除く

4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、従来の啓発パンフレットの配布や広報紙の活用、SNSによる周知のほか、所有者へのダイレクトメールや個別訪問等により耐震化の必要性や支援制度の案内を行うことにより、直接的に耐震化を促す取組を推進します。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、全市町村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

(3) 専門家の育成

ア 耐震診断士の養成

住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を必要に応じて実施し、受講修了者を名簿に登録して耐震診断等の業務を行っており、登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します(表2-9)。

(表2-9)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（R7.3.31現在）	2,600名
-----------------------------	--------

イ 改修事業者等の技術力向上

木造住宅の耐震改修に関わる大工、工務店、建築士、行政職員等を対象として、安価な耐震改修工法を理解するとともに、実例・演習を通じて各工法の合理的な使い方や住宅所有者に配慮した設計・施工のポイントを修得することを目的とした「木造住宅耐震リフォーム達人塾」等を継続的に実施していきます。また、住宅所有者が容易に施工者を探せる仕組みづくりとして、講習を履修した事業者情報を一覧にして県のホームページに掲載し、紹介などを行っていきます（表2-10）。

(表2-10)

改修事業者の公表数（R7.3.31現在）	444事業者
----------------------	--------

5 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生する恐れがあります。今後も建築物防災週間等の機会を通じて、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、県及び市町村の相談窓口において、所有者向けの安全点検チェックポイントによる技術面の助言等により、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日にまで建築された住宅への対応

平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組工法の木造住宅について、耐震性能の検証が適切に行われるよう、所有者等に対して周知し、その対策の実施を促していきます。

(3) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

(4) エレベーターの閉じ込め防止対策等

平成17年7月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖

地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事例が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(5) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(6) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけでなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

(7) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

6 地震発生時に通行を確保すべき道路

法第5条第3項第3号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（1次～3次）を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進することとします。

また、法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定については、沿道建築物の実態調査等を基に、代替機能のある路線の整備状況等を踏まえつつ、対象市町村や関係部局と協議、調整のうえ、引き続き検討を行います（表2-11）。

（表2-11）地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路 （法第5条第3項第3号）	総延長（km）
長野県地域防災計画に定める緊急輸送路（1次～3次）	約2,408.5 km

7 特定優良賃貸住宅等の活用

法第5条第3項第4号に基づき、住宅の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅や特定公共賃貸住宅（地域特別賃貸住宅を含む。）を仮住居として活用できるものとします（表2-12）。

（表2-12）特定優良賃貸住宅等の戸数（R7.4.1現在）

（単位：戸）

特定優良賃貸住宅等	1,130
-----------	-------

8 長野県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修

法第5条第3項第5号に基づき、長野県住宅供給公社は、民間事業者を補完する立場で、住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する支援を行うこととします。

9 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、災害危険住宅対策事業等を活用し、安全な住宅への建替えや移転による耐震化を推進します（表2-13）。

（表2-13）事業の概要

区 分		【事業名】概 要	補 助 率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転 先の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建替えの促進	1/2	1/4	1/4

10 地震被害からのリスクを低減するための方策や日頃からの災害への備え

最終的には住宅全体の改修を想定しつつ、当面の措置として、耐震基準に満たない水準で補強する段階的な耐震改修工事の支援や、防災ベッド、耐震シェルター、感震ブレーカー設置促進、地震保険・共済への加入促進等を実施します。また、家具の固定や「最低3日間、できる限り1週間分の物資備蓄」など、事前の備えを図ります。

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・市町村・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取組に活用することができるよう、県又は市町村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

県の建設事務所建築担当課及び全市町村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報紙、パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS、新聞、テレビ等あらゆる広報媒体を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。特に令和6年に発生した能登半島地震は、1月1日と家族が集まる時期での大規模な地震であったこともあり、人々に大きな衝撃を与えました。その危機感を持ち続けるためにも、機会をとらえた情報発信を行います。さらに、住宅所有者への直接的な情報提供がより有効であることから、市町村が策定したアクションプログラムに基づき耐震診断未実施の所有者に対するダイレクトメール等による啓発を行うとともに、耐震診断をした所有者に対しては、結果報告時等の機会をとらえ、耐震改修の補助制度の案内と併せて、改修事業者リストの提示、改修費用の目安の提示等を行うことを推進します。

3 パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を改めて行います。

また、市町村と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座を行うとともに、住民に身近な地区公民館などでも出張講座を実施します（表3-1）。

（表3-1）これまでの出前講座の事例

実施先	概要
自主防災組織 学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修や水回りの更新、省エネ改修、バリアフリー改修等の各種リフォーム工事や、空き家対策と連携した古民家リノベーション等による空き家の利活用時に併せて耐震

改修を行うことは、費用や施工面で効率的です。そのような改修提案を行うことを建築士等に促し、各種リフォームに併せた耐震改修へと誘導します。

また、民間事業者等の行う住宅関連フェアや市町村のリフォーム工事への補助制度等とも併せて啓発を行います。

5 町内会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、市町村と連携し、啓発や必要な支援を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅の所有者が高齢化したことも踏まえ、福祉関係機関と連携した普及啓発にも努めるものとします。

6 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修工事を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除(耐震改修工事の標準的な費用から市町村が交付した補助金を差し引いた額の10%相当額：上限25万円)でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額(翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限)できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています(令和7年9月現在)。こうした税制も有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。また、耐震改修に必要な手元資金がない、自宅を相続させる予定がない等の理由により耐震改修に前向きでない高齢者に対して、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローンの周知等を行います。

7 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これらの制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例(法第17条)

耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められます。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度(法第22条)

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて

正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が緩和されます。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法による指導等の実施

(1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

ア 診断義務付け対象建築物である旨の周知

本計画により要安全確認計画記載建築物を定めた場合には、その所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）となっている旨について、文書の送付による通知等により十分な周知を行うとともに、その確実な実施を図ります。

イ 期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

診断義務付け対象建築物について、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別に文書の送付による通知等を行い、耐震診断結果の報告を促します。それでもなお報告しない場合は、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより公表します。

ウ 耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果の公表については、対象用途ごとに取りまとめた上で、ホームページ等により行うとともに、公表時期については耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者に配慮することとします。

エ 耐震改修の指導及び助言並びに指示等

報告された耐震診断の結果を踏まえ、改修に関する説明又は文書の送付により必要な指導・助言を行います。指導に従わない場合は、耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。また、正当な理由がなく、指示に従わない場合は、その旨を公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより公表します。（法第12条）

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者に対しては必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表4-1）。

ア 指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ 指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ 公表は、公報やホームページ、各建設事務所等へ掲示することにより行います。

(表4-1)

区分	努力義務	指導及び助言	指示	公表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法15条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合	
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)	—	—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項による命令を行います。

(2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

市町村は、本計画に基づいて「市町村耐震改修促進計画」を改定又は策定するよう努めるものとし、改定又は策定にあたっては、道路部局、防災部局等とも連携するとともに、県における耐震化の目標や施策との整合を図りながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが望まれます。また、県にあっては、県の定めた目標と市町村の定める目標との整合が図られるよう調整を行うとともに、市町村耐震改修促進計画の改定等に対し情報提供その他の支援を行います。

【市町村の計画に盛り込むべき主な内容】

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 所管行政庁との連携に関する事項
- (5) その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【市町村の計画に記載することができる事項】

- (1) 建築物及び建築物に附属するブロック塀が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、沿道建築物の耐震改修の促進を図ることが必要な道路に関する事項

市町村耐震改修促進計画は、より地域に密着したものであることから、上記の中で、重点的に耐震化をすべき区域の設定や優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定、自治会等との連携策・取組支援策等についても定めることが考えられます。

特に、住宅に関しては耐震化を加速させるため、別途「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、取組を強化することが有効です。

また、多数の者が利用する建築物は、地震等による倒壊や天井等が落下した場合には、多くの被害が発生するおそれがあるため、これらの建築物の早期の耐震化に向けた支援策等についても検討が望まれます。

2 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、建築関係団体による長野県木造住宅耐震診断推進協議会や事業者団体等とも連携を図りながら、耐震化の的確な実施を推進します。

3 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次に事後評価を行うこととします。

別表 1 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校(上記学校を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル又は旅館		
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		

別表 2 (要緊急安全確認大規模建築物)

※耐震診断義務付け対象建築物 (旧耐震基準で建築)

用 途	規 模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館 (一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	階数3以上かつ5,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗	
ホテル又は旅館	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,500㎡以上
幼稚園、保育所	
博物館、美術館又は図書館	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホー ルその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他 これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成す る建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する 建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物